

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正する規則を公布する。

平成28年3月23日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第3号

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例（平成25年四日市市条例第85号 以下「条例」という。）<u>第17条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第2条 四日市市桜運動施設（以下「桜運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）</u>が特別の理由があると認めるときは、<u>四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>の承認を得て、休業日を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例（平成25年四日市市条例第85号 以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第2条 四日市市桜運動施設（以下「桜運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が特別の理由があると認めるときは、休業日を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 桜運動施設の整備等のため指定管理者が特に必要があると認める日
(利用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により桜運動施設の利用の許可を受けようとする者は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設利用許可申請書(第1号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) 四日市市又は委員会が主催する行事に利用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(許可の順位)

第4条 利用の許可の順位は、次の各号に掲げる利用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に規定する利用区分中、第1号に該当する場合 同日の利用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、指定管理者が調整を行い順位を決定する。

(2) 別表第1に規定する利用区分中、第1号以外の場合 申請の順序とす

(2) 桜運動施設の整備等のため委員会が特に必要があると認める日
(使用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により桜運動施設の使用の許可を受けようとする者は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書(第1号様式)により、委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) 四日市市又は委員会が主催する行事に使用するとき。

(2) その他四日市市又は委員会が特に必要があると認めるとき。

(許可の順位)

第4条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に規定する使用区分中、第1号に該当する場合 同日の使用时间区分の全部又は一部が重複する申請が、複数の者から提出されたときは、委員会が調整を行い順位を決定する。

(2) 別表第1に規定する使用区分中、第2号又は第3号に該当する場合

る。

(許可の制限)

第5条 指定管理者は、利用期間が引き続き5日以上にわたるときは、利用を許可しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第6条 第3条の規定に関わらず、四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用して利用許可申請の予約(以下「仮予約」という。)を受けようとする者(現にシステム利用者登録を受けている者を除く。)は、システム利用者登録申請書(第2号様式)により指定管理者等に申請し、システム利用者登録済証(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

3 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき又は廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、指定管理者に登録の変更又は抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 登録の廃止の届出をしたとき。

申請の順序とする。

(許可の制限)

第5条 委員会は、使用期間が引き続き5日以上にわたるときは、使用を許可しない。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届出を怠ったとき。

(4) 前各号のほか、指定管理者等が登録者として不相当と認めたとき。

5 指定管理者等は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(仮予約の申請)

第7条 指定管理者は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2 インターネットによる仮予約の申請は、利用しようとする日の属する月の初日前3月の3日後から受け付けるものとする。

3 第1項の仮予約を行った場合について、利用日前14日までに利用許可を申請しない時は、当該仮予約はその効力を失うものとする。

(利用の許可)

第8条 指定管理者は、桜運動施設の利用を許可したときは、四日市市公共施設利用許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

2 桜運動施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、桜運動施設を利用する際、前項の許可書を係員に提示しなければならない。

(利用の変更等)

第9条 利用者は、利用許可書に記載さ

(使用の許可)

第6条 委員会は、桜運動施設の使用を許可したときは、四日市市公共施設使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 桜運動施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、桜運動施設を使用する際、前項の許可書を係員に提示しなければならない。

(使用の変更等)

第7条 使用者は、使用許可書に記載さ

れた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更（取消）・還付申請書（第5号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（設備器具の利用料金）

第10条 桜運動施設の設備器具の利用料金は、特に定めのあるものを除き、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条第2項に規定する団体が利用する場合の桜運動施設の設備器具の利用料金は、別表第2に定める額とする。

（利用料金等の減免）

第11条 利用料金の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金等減免申請書（第6号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の納付）

第12条 条例第8条の規定による利用料金は、指定管理者の発する利用料金請求書によって納付しなければならない。

（利用料金の還付）

第13条 指定管理者は、条例第10条ただし書の規定により、利用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付すること

れた事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書（第3号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、委員会に申請しなければならない。

（シャワーの費用）

第8条 桜運動施設のシャワーを利用した者は、それに要する費用として1回100円を委員会に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 使用料の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料等減免申請書（第4号様式）に減免を必要とする理由を記載し、委員会に申請しなければならない。

（使用料の納付）

第10条 条例第6条の規定による使用料は、桜運動施設において現金で納付しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 委員会は、条例第8条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料金について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することがで

とができる。

還付する場合	還付する額
自己の責めによらない理由で桜運動施設の <u>利用</u> ができなくなったとき。	<u>利用料金</u> の全額
<u>利用日</u> の14日前までに <u>利用許可</u> の取消しを申し出た場合において、 <u>指定管理者</u> が相当の理由があると認められたとき。	<u>利用料金</u> の全額
<u>利用日</u> の5日前までに <u>利用許可</u> の取消しを申し出た場合において、 <u>指定管理者</u> が相当の理由があると認められたとき。	既納の <u>利用料金</u> から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に利用許可書を添えて指定管理者に

きる。

還付する場合	還付する額
自己の責めによらない理由で桜運動施設の <u>使用</u> ができなくなったとき。	<u>使用料</u> の全額
<u>使用日</u> の14日前までに <u>使用許可</u> の取消しを申し出た場合において、 <u>委員会</u> が相当の理由があると認められたとき。	<u>使用料</u> の全額
<u>使用日</u> の5日前までに <u>使用許可</u> の取消しを申し出た場合において、 <u>委員会</u> が相当の理由があると認められたとき。	既納の <u>使用料</u> から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に使用許可書及び領収書を添えて委員

申請しなければならない。

3 前項の規定により利用料金等の還付を受けた者が、変更・還付申請書と同時に第3条に定める利用許可の申請を行う場合に限り、変更・還付申請書に記載された還付金をその利用に充てることができる。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) (略)
- (2) 所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (3) (略)
- (4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外のものを利用しないこと。
- (5)から(7)まで (略)
- (8) その他指定管理者の指示する事項(入場の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。

- (1)から(4)まで (略)

(特別設備の申請)

第16条 条例第13条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、指定管理者に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第17条 利用者は、係員の職務上の入場を拒んではならない。

会に申請しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) (略)
- (2) 所定の場所以外において喫煙し又は火気を使用しないこと。
- (3) (略)
- (4) 許可を受けた備付物品以外のものを使用しないこと。
- (5)から(7)まで (略)
- (8) その他委員会の指示する事項(入場の制限)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。

- (1)から(4)まで (略)

(特別設備の申請)

第14条 条例第11条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、委員会に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第15条 使用者は、係員の職務上の入場を拒んではならない。

(事故報告)

第18条 利用者は、建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を記した書類を指定管理者に提出しなければならない。

(利用後の届出)

第19条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに指定管理者に届け出て係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表第1 (第3条関係)

	利用区分	申請期間
(1)	市、県、国レベル又はそれらと同程度の大会等のために、1日単位以上で当該施設を <u>利用</u> するとき。	<u>利用</u> する前年度の10月1日から11月30日まで
(2)	上記(1)の <u>利用区分</u> に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	<u>利用</u> しようとする日の属する月の初日前3月の2日後か
(3)	上記(1)以外の <u>利用区分</u> で、	<u>利用</u> 日の前日まで。

(事故報告)

第16条 使用者は、建物、設備器具若しくは備付物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を記した書類を委員会に提出しなければならない。

(使用後の届出)

第17条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに委員会に届け出て係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

	使用区分	申請期間
(1)	市、県、国レベル又はそれらと同程度の大会等のために、1日単位以上で当該施設を <u>使用</u> するとき。	<u>使用</u> する前年度の10月1日から11月30日まで
(2)	上記(1)の <u>使用区分</u> に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	<u>使用</u> しようとする日の属する月の初日前3月の2日後。
(3)	上記(1)以外の <u>使用区分</u> で、	<u>使用</u> 日の前

1 時間単位で、 当該施設を <u>利用</u> するとき。		1 時間単位で、 当該施設を <u>使用</u> するとき。	<u>日</u> まで。
<p>1) 「1 日単位」とは、午前 9 時から午後 5 時までを<u>利用</u>する場合をいう。</p> <p>2) 「<u>利用日</u>」とは、<u>利用</u>しようとする日をいう。ただし、2 日以上継続して<u>利用</u>しようとするときは、その最初の日をいう。</p> <p>3) 「<u>利用</u>」とは、準備及び撤去に要する<u>利用</u>を含むものとする。</p>	<p>1) 「1 日単位」とは、午前 9 時から午後 5 時までを<u>使用</u>する場合をいう。</p> <p>2) 「<u>使用日</u>」とは、<u>使用</u>しようとする日をいう。ただし、2 日以上継続して<u>使用</u>しようとするときは、その最初の日をいう。</p> <p>3) 「<u>使用</u>」とは、準備及び撤去に要する<u>使用</u>を含むものとする。</p>		
別表第 2 (第 10 条関係)			
種別	単位	金額	備考
<u>シャワ</u> <u>ー(温</u> <u>水のみ</u> <u>)</u>	<u>1 人 1 回</u>	<u>1 0 0 円</u>	
備考 <u>市内の小学校、中学校、幼稚園、</u> <u>保育所及び心身障害者団体の利用に限り</u> <u>、利用料金は規定の 1 0 0 分の 5 0 の額</u> <u>とする。この場合において、その額に 1</u> <u>0 円未満の端数が生じたときは、これを</u> <u>四捨五入するものとする。</u>			

第 1 号様式から第 6 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

四日市市公共施設利用許可申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、四日市市公共施設を利用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的 （行事名称）	
利用日時	年 月 日（ 曜） 時 分～ 時 分
利用責任者	
利用人数	人

出演者	
出演予定者数	人 入場予定者数 人 会場整理員 人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計	円
-----	---

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書

(団体登録用)

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	平成 年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 ー		
電話番号※	()		
メールアドレス(携帯可)登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合は、名前だけの記入で結構です。		
住所※	〒 ー		
電話番号※	()		
メールアドレス(携帯可)登録は1つまで			
(注) 記号(-~/_等)はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 /英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			
(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。			
利用者番号			

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、四日市市個人情報保護条例にもとづき、適正に管理いたします。

第4号様式（第8条関係）

四日市市公共施設利用許可書

許可 号
平成 年 月 日

〒

様

次のとおり、四日市市公共施設の利用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的 (行事名称)			
利用日時	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		
利用責任者			
利用人数			

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計	円
-----	---

第5号様式（第9条関係）

四日市市公共施設利用変更（取消）・還付申請書

平成 年 月 日

使用者番号

使用者名／団体名

申請者 印

住 所

電話番号

次のとおり、利用料の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	
-----	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

四日市市公共施設利用料金等減免申請書			
年 月 日			
利用者番号 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>			
利用者名／団体名			
住 所			
電話番号			
次のとおり、利用料の減免を受けたいので申請します。			
受 付 番 号			
施 設			
施設内の場所			
利 用 目 的			
(行事名称)			
利 用 日 時	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		
利 用 料 金	減 免 前 利 用 料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減 免 理 由			

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。